物価高騰対応重点支援給付金の支給について

問合せ いきいき福祉課 社会福祉担当 ☎991-1874

物価高騰の影響を受けた低所得世帯への追加支援対策として、住民税が非課税の世帯に対して、1世帯あたり 7万円の支援給付金を支給することとなりました。

▶支給対象世帯

·住民税非課税世帯

令和5年12月1日(基準日)に、松伏町に住民登録があり、かつ世帯全員の令和5年度分の住民税が非課税であ る世帯。(ただし、世帯全員が、住民税が課されている他の親族等の扶養を受けていないこと)

▶手続きについて

町から支給対象世帯主様宛に、お知らせを送付します(12月中に発送済)。 お知らせの内容に変更がない場合は、手続きは不要です。

詳しくは、お知らせをご確認ください。

▶問合せ

【専用電話】 ☎070-4818-1659 ☎070-4818-1660

受付時間 9:30~12:00、13:00~15:30(土・日曜日及び祝休日を除く)

低所得の子育て世帯に対する子育で世帯生活支援特別給付金(その他世帯分) の支給について 問合せ すこやか子育で課 子育で支援・児童福祉担当 ☎991-1876

食料等の物価高騰の影響により収入減少した世帯や非課税世帯に対して、低所得の子育て世帯に対する生活 支援特別給付金です。

申請が必要な方

令和5年度の住民税が非課税、又は食料等の物価高騰の影響で令和5年1月以降の所得が減少し、**非課税** 世帯と同程度となり、①から③のいずれかに該当する世帯で、まだ給付金の申請をしていない方。

- ① 令和5年3月31日時点で18歳未満 (障がいのある児童は20歳未満)を養育している世帯
- ② 令和5年3月1日~令和6年2月29日生まれの児童を養育する世帯
- ③ 保護者が公務員で対象児童を養育する世帯

【申請方法】窓口で直接申請又は町ホームページから申請書をダウンロードし郵送

【支給額】児童一人当たり一律5万円

【申請期間】令和6年2月29日(木)まで(必着)

※今年度、すでにこの給付金を支給されている方は対象外です。

※ひとり親世帯で児童扶養手当を受給していない方は、

支給該当者であるかを個別にお問い合わせください。



その他世帯 QRコード



ひとり親世帯 QRコード

後期高齢者医療保険加入者の方に健康診査後の健康相談を 実施します 問合せ 住民ほけん課 後期高齢者医療担当 ☎991-1884

健康診査結果はいかがでしたか?健康状態の確認をしましょう!

いつまでも元気で、若々しく、楽しい毎日を送るために、結果から気づくことを一緒に確認してみませんか。

【対象】後期高齢者医療保険加入者

日時	場所
1月 19日(金)午前	│ │ 役場 第二庁舎3階302会議室
22日(月)午前 ・ 午後	12場 第二月音3階302云議主
25日(木)午前 ・ 午後	北部サービスセンター 会議室
30日(火)午前	一

※1人30分程度の相談(予約制)

【持ち物】健康診査結果

※健康診査を受けていない方でも、健 康について相談がある方はご予約い ただけます。

【申込み】1月17日(水)までに住民ほけ ん課 後期高齢者医療担当(☎ 991-1884) \wedge_{\circ}